

岩沼市母子家庭等福祉対策資金貸付条例を廃止する条例

岩沼市母子家庭等福祉対策資金貸付条例（昭和 57 年条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の岩沼市母子家庭等福祉対策資金貸付条例（以下「旧条例」という。）の規定により貸付けを受けている資金については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。